

# 建設業における交通労働災害の防止について

## 1. 建設業における労働災害、交通労働災害の発生状況

建設業の労働災害による死亡者数は、昭和 36 年の 2,632 人をピークとして大幅に減少してきましたが、表 1 に示す通りここ数年は横ばい状態にあり、平成 24 年には増加に転じております。

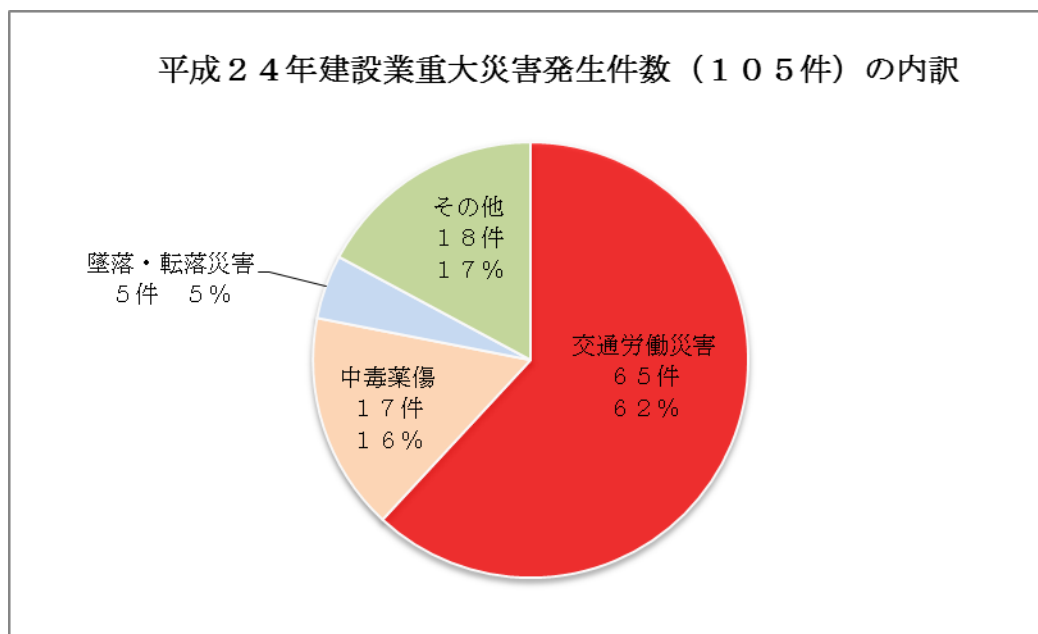
交通労働災害（道路上の交通労働災害と作業現場内の交通労働災害の合計）の死亡者数についても減少傾向にありましたが、ここ数年は 40 人～50 人前後で、横ばい状態となっています。

表 1 建設業の労働災害・交通労働災害の死亡者数

	労働災害の死亡者数	交通労働災害の死亡者数	構成率
平成 20 年	430	43	10.0%
平成 21 年	371	45	12.1%
平成 22 年	365	45	12.3%
平成 23 年	342	53	15.5%
平成 24 年	367	38	10.4%

(建設業労働災害防止協会発行「建設業安全衛生早わかり」)

また、重大災害（一時に 3 人以上の死傷者を伴う災害）はここ数年増加傾向にあります。平成 24 年の全産業の重大災害は 284 件で、そのうち建設業は 105 件で最も多く、その建設業の 105 件のなかで、次の円グラフに示すように交通労働災害が 65 件で突出しています。

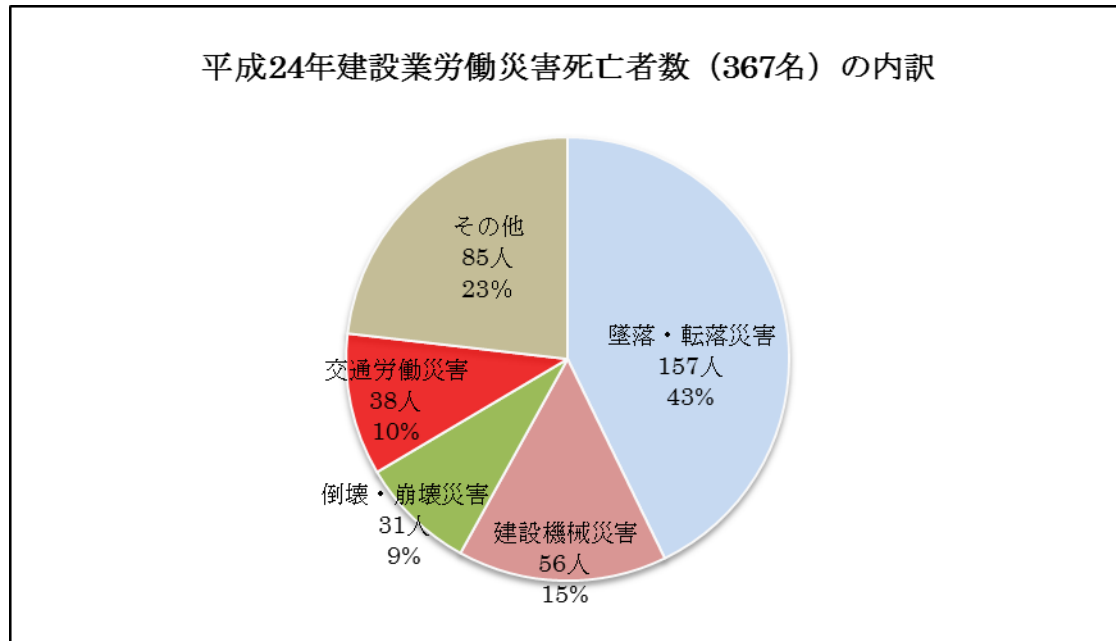


(建設業労働災害防止協会発行「建設業安全衛生早わかり」)

## 2. 建設業における交通労働災害の問題点

(1) 交通労働災害は、建設工事の直接の作業ではないにもかかわらず、その死亡者数は建設業の死亡者数の1割以上を占めております。次の円グラフは、平成24年の建設業の労働災害の死亡者数の内訳を示していますが、交通労働災害は、建設業の三大災害（墜落・転落災害、建設機械災害、倒壊・崩壊災害）の一つの「倒壊・崩壊災害」の死亡者数を上回っています。

建設業においては、交通労働災害は他の労働災害と比較して軽く見られがちですが、三大災害と同様にその防止に真剣に取り組む必要があります。



（建設業労働災害防止協会発行「建設業安全衛生早わかり」）

(2) 交通労働災害による重大災害(65件)が、建設業の重大災害(105件)の6割以上を占めています。事務所等から工事現場への往復時の交通労働災害が多く、自動車に複数名乗車しているため、一旦交通事故が起きると重大災害になることが多い。

(3) 自動車の運行中は直接的な管理が難しいということが、交通労働災害が多い要因となっています。

## 3. 建設業の交通労働災害の防止対策

交通労働災害を防止するには、事業者が交通労働災害の防止に真剣に取り組むことと、運転に携わる人の安全運転の意識を高める必要があります。交通労働災害の防止については、厚生労働省が示している「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成25年9月改訂）及び建設業労働災害防止協会が策定した「平成25年度建設業労働災害防止対策実施事項」に定められているので、それらに則った交通労働災害防止対策をしっかりと実施することが必要です。ここにはその対策項目の例を示します。

- (1) 事業者は交通労働災害の防止を含めた安全衛生方針、目標、計画を定め、安全衛生委員会で調査・審議するなど、交通労働災害防止のための管理体制を確立する。
- (2) 安全運転管理者を選任（乗車定員11名以上の自動車では1台以上、その他の自動車では5台以上を使用するとき）し、運転者に交通安全教育を行うとともに、過労による交通労働災害を防止するため、長時間運転を行わせないように管理する。

- (3) 運転者の定期健康診断の実施状況及び運転前の健康状態を把握する。
- (4) 表彰制度、ポスターの掲示などにより、運転者の交通労働災害防止の意識の高揚を図る。
- (5) 見通しのきかない踏切、転落の恐れがある路肩等の危険個所では、誘導による安全運転を励行する。
- (6) 作業者の送迎等のため、マイクロバス、ワゴン車等を使用するときは、安全な運行経路を選定し、十分技能がある運転者を選任する。また、作業者に運転業務を行わせるときは、休養等に配慮する。
- (7) 工事現場内で工事車両を運行する場合には、運行経路および誘導者を定めて行わせる。
- (8) 走行前に定められた点検を実施し、異常を認めた場合は直ちに補修などの必要な措置を講ずる。特にタイヤの摩耗等に注意する。
- (9) 最大積載量を超えて積載しない。
- (10) 搭乗者全員のシートベルト着用を励行する。
- (11) 運転中の携帯電話の使用を禁止する。
- (12) 道路工事等における進入車両による危険防止（もらい事故防止）の徹底に努める。
- (13) 道路工事の走行路上の作業場所では、走行車両が現場内に進入するのを防止するため、交通整理員を配置し、囲い、柵、ガード等を設ける。

厚生労働省が策定した「第12次労働災害防止計画」は、労働災害による死亡者数、死傷者数を平成29年度までに15パーセント以上減少させることを目標としていますが、この目標を達成するためには、建設業においては、三大災害を減少させることと共に、複数名が同時に死傷することが多い交通労働災害を大幅に減少させることが必要です。

交通労働災害は、運転する本人だけでなく、家族を悲しませ、同乗者、会社、そして相手にも多大な被害を与え、巨額な損害賠償を求められることもあります。

「今日もまた、無事故に輝くヘルメット」(毎日新聞 交通安全スローガン)

( 以 上 )

《 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部 / 東京技能者協会 》